

平成 24 年 5 月 7 日

## 震災瓦礫及び放射性物質に汚染された焼却灰・汚泥等の受入れ拒否を求める要望書

東三河広域協議会

会長 佐原光一様

地域みらいの会

代表 永田雅信

田原子ども未来を守る会

代表 所深香

東三河の暮らしといのちを守る会

代表 坂口のり子

政府の震災瓦礫広域処理要請に伴い、愛知県知事は田原市など県下3地区に焼却や埋め立て処理施設を建設する方針を表明し、十分な情報提供をしないまま震災瓦礫受け入れに向けての調査・検討業務を強引に進めています。

私たちは愛知県が震災瓦礫を受入れることに反対の立場から、去る5月1日県庁に出向き環境部の担当者に知事宛ての「震災瓦礫受入れ拒否を求める要望書」を提出した上で、担当者と懇談しました。

震災瓦礫の広域処理に関し、先月23日に細野環境大臣は宮城・岩手の両知事に対して、受入れに前向きな回答をした17道府県5市から優先して取り組むとし、広域処理のめどが立ったことも明らかにしましたが、愛知県は17道府県5市に該当していないようです。

加えて、同日の宮城県知事の瓦礫の広域処理についての記者会見で、広域処理しなければならない全体量が想定を大きく下回っていることなどが明らかにされています。被災地の状況変化が起きているにも関わらず愛知県知事がトヨタ自動車田原工場内での瓦礫受入れに関し、地元を無視してまで推進する考えは県民無視の政治姿勢と云わざるをえません。

そして、更に理解できない、納得できないことがあります。

新聞報道によると愛知県が受入れる震災瓦礫は最大で100万トンだそうです。知事は、そのためだけに国にお金を出させ、3つの管理型最終処分場や焼却施設を建設したいのかその真意が分かりません。

また、愛知県の説明によると、震災瓦礫のほかに「県外で発生した震災瓦礫の焼却灰の受入れもありうる」とのことでした。その理由は、震災ゴミの品目には焼却灰も含まれており、県として対象外と考えていないからとのこと。こんな話は寝耳に水でした。

首都圏では、一般廃棄物焼却施設の焼却灰や下水処理施設の汚泥焼却灰から高濃度の放射性物質が検出され、これらの焼却灰の行き場がないことが報道されました。また、焼却灰は放射性物質だけでなくダイオキシンや重金属が多く含まれています。国が建てた廃棄物処理施設では、国から「取扱い品目に適合する廃棄物です、基準値以内です」とされたら拒否できないと思います。そうなったら風評問題を含め安心・安全の愛知県の農水産業を守ることができません。

震災ゴミを受入れれば、この先100年以上も民間処分場跡地を行政として放射能監視し続けねばなりません。小さな自治体にそのような力があるのでしょうか。こうしたことから国が責任を持って監視すべきであり全国に分散させる広域処理はやめるべきです。

よって、私たちは以下のとおり要望いたします。

1. 私たちが入手した情報「宮城・岩手の震災瓦礫で生じた焼却灰などの愛知県への受入れもありうる」について、協議会としても愛知県に確認し、その結果を公表してください。
2. 安心・安全な暮らしと子ども達の健康と未来を守るため、国と県に対して断固として瓦礫受入れ拒否の表明をしてください。